

## 令和4年度十和田市移住・定住引越し支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、本市への定住の促進を図るため、十和田市移住・定住引越し支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に青森県外から転入した者であること。
- (2) 若年者（令和4年4月1日時点において、40歳未満の者をいう。）又は子育て世帯（妊婦又は令和4年4月1日時点において、18歳未満の子（市に住民登録がある者に限る。）を有する世帯をいう。）であること。
- (3) 市区町村税に滞納がないこと。
- (4) 本人又は同一の世帯に属する者の転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更により転入した者でないこと。ただし、所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により転入した場合であって、本市を生活の本拠とし、転入前の業務をテレワークにより引き続き行う場合を除く。
- (5) 本人又は同一の世帯に属する者の通学等の理由により転入した者でないこと。
- (6) 本人又は同一の世帯に属する者が、十和田市職員（十和田市職員定数条例（平成17年十和田市条例第29号）第2条に規定する職員）として採用されることにより転入したものでないこと。
- (7) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるところによる。

2 補助金の交付の回数は、同一の世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、令和4年度十和田市移住・定住引越し支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて令和5年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 転入した者全員の続柄及び転入前の住所地が分かる住民票

(3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し

(4) 市区町村税に滞納がないことを証する書類

(5) 債権者登録申請書(様式第3号。登録済みの場合を除く。)

(6) 就業証明書(様式第4号。転入前の業務をテレワークにより引き続き行う場合に限る。)

2 市長は、市が保有する前項第2号及び第4号に掲げる書類に関する情報を利用することについて申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、令和4年度十和田市移住・定住引越し支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金を請求しようとするときは、令和4年度十和田市移住・定住引越し支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の

交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消ししたときは、令和4年度十和田市移住・定住引越し支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、令和4年度十和田市移住・定住引越し支援事業補助金返還命令書（様式第8号）により、当該各号に定める額の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき 補助金の全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき 市長が定める額

（報告、実地調査等）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者等に報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

（適用除外）

第9条 この要綱の規定は、本人又は同一の世帯に属する者が就業する事業所から住宅に存する動産の移転の委託に係る経費の助成等を受け、又は受ける見込みであるものについては適用しない。

2 この要綱の規定は、本人又は同一の世帯に属する者が、十和田市職員（十和田市職員定数条例（平成17年十和田市条例第29号）第2条に規定する職員）として採用されることにより転入する場合には、適用しない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金の額
転入前の住所地における住宅に存する動産の移転の委託に係る経費（消費税額を含む。）。ただし、十和田市結婚新生活支援事業補助金のうち、引越費用に関する交付の決定を受け、又は受ける見込みである場合は、その額を控除する。	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額又は100,000円のいずれか低い額以内。

注 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。